

## 令和2年度第3回監査結果報告書

### 1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 2 監査の対象部局

#### (1) 都市整備部

土地情報課、都市計画課、まちづくり課

#### (2) 教育部

社会教育課、自然遊学館、善兵衛ランド、スポーツ振興課、  
青少年教育課、青少年センター、青少年人権教育交流館

#### (3) 公平委員会事務局

#### (4) 監査委員事務局

#### (5) 固定資産評価審査委員会

### 3 監査の実施時期

令和2年11月4日～令和3年2月22日

### 4 監査の対象期間

令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

### 5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

### 6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

### 7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 都市整備部

① 土地情報課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 地籍調査事業業務委託の変更契約の起案書において、決裁権者である市長の決裁がなされていない。

② 都市計画課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市文書管理規程第7条第1号において、「收受すべき文書等はこちらに收受印(様式第4号)を押印し」とあるが、收受印が押印されていない完了届等が見受けられた。

イ. 貝塚市水間鉄道安全輸送設備整備費補助金交付要綱において、実績報告書には「領収証書、納入書等」の添付が必要と定められているが、添付されていなかった。

③ まちづくり課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市文書管理規程第7条第1号において、「收受すべき文書等はこちらに收受印(様式第4号)を押印し」とあるが、收受印が押印されていない申請書等が見受けられた。

(2) 教育部

① 社会教育課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 文化財保存事業費補助金について、経費を支払ったことが分かる領収書の写し等を補助事業者から受領する前に補助金を支出しているものがあつた。

② 自然遊学館

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 善兵衛ランド

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市文書管理規程第7条第1号において、「收受すべき文書等はこれに收受印(様式第4号)を押印し」とあるが、收受印が押印されていない申請書等が見受けられた。

イ. 浄化槽清掃管理委託契約の支出負担行為何変更書兼起案書において、決裁権者である主管課長の決裁がなされていない。

ウ. 施設の使用許可について、貝塚市立善兵衛ランド条例施行規則第4条で、使用の許可を受けようとする者は、その使用予定期日前60日以内に申請書を提出することとなっているが、61日以上前に申請書を受理しているものが見受けられた。

エ. 施設の使用料の免除申請について、貝塚市立善兵衛ランド条例施行規則第6条第2項で、免除の措置を受けようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出することとなっているが、申請書の宛先が教育委員会となっている。

④ スポーツ振興課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 総合体育館衛生器具管理契約について、貝塚市契約規則第15条で随意契約を行おうとするときは、2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、1人からのみ徴している。

⑤ 青少年教育課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 青少年国際交流事業参加者送迎用車両借上契約について、貝塚市契約規則第15条で随意契約を行おうとするときは、2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、1人からのみ徴している。

⑥ 青少年センター

所管する事務事業全般について実施。

ア. 施設の使用許可について、貝塚市立青少年センター条例施行規則第2条で、使用の許可を受けようとする者は、その使用予定期日前60日以内に申請書を提出することとなっているが、61日以上前に申請書を受理しているものがある。平成27年度実施の監査で指摘し、平成28年度には同条の規定の遵守を徹底するという旨の措置の報告をしているにもかかわらず、同様の誤りが見受けられた。

⑦ 青少年人権教育交流館

所管する事務事業全般について実施。

ア. 日直業務委任契約の支出負担行為伺変更書兼起案書において、決裁権者である主管部長の決裁がなされていない。

イ. 施設の使用許可について、文面上の申請日と許可書の交付日の前後関係に齟齬がある等の不備が見受けられた。

(3) 公平委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

ア. 管理職員等の範囲を定める規則により各部局で管理職員等となる職を規定しているが、このうちの選挙管理委員会事務局について、貝塚市選挙管理委員会規程で事務局に置くことができるとされている参与が記載されていない。また、監査委員事務局について、貝塚市監査委員に関する規程で事務局に置くことができるとされている職に含まれていない理事が記載されている。

(4) 監査委員事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(5) 固定資産評価審査委員会事務局

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア．教育委員会において、教育施設の使用料について各施設で取扱方法等に違いが確認できた。これは各部署が縦割りに業務を分担し横断的に点検をしていないことが原因ではないかと考えられる。このような課題は教育委員会に限らず全庁的に存在していると思われる。全庁的に横断的な点検ができる仕組みの構築に努められたい。

イ．本年1月に実施した溶解処理による文書等の廃棄については搬入数量が11,230 kgとなり、昨年1月に実施した際の5,690 kgから大きく増加した。これは総務課主導のもと、文書量削減に向けた取組みの成果であるが、見方を変えればこれまで多くの廃棄すべき文書が常態的に残存していたものと推測される。新庁舎への移転に向けて新しいルールとその結果を検討し更なる改良を図り移転後も適正な文書管理に努められたい。